

合衆国軍隊事故被害者救済融資事業実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）が合衆国軍隊の構成員又は被用者の公務外の不法行為による被害者に対し、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）」（以下「地位協定」という。）第18条第6項の規定による米国政府からの補償金の支払前に被害者の早期救済に資するため、所要の融資を無利子で行うに際し必要な事項について定める。

第2章 事故被害者救済融資事業

(融資対象者)

第2条 融資は、防衛省が地位協定第18条第6項の規定により請求書を受領している者を対象とする。

2 前項の者であっても、疑義が有る場合は防衛省と協議の上、防衛省が融資妥当と判断した者とする。

(融資に関する手続の開始)

第3条 理事長は、防衛省から融資対象者の融資依頼書（様式第1）及び防衛省作成の融資額が記載された融資依頼調書（様式第2）を受領したときは、速やかに融資に要する手続等を開始するものとする。

2 理事長は、第2条第2項の協議の結果、融資できないと決定された場合は、遅滞なくお知らせ（様式第3）により、防衛省を通じてその旨を請求者に通知するものとする。

(融資額の決定、通知)

第4条 理事長は、防衛省から送付された融資依頼調書に記載された融資額に基づき融資可能額を決定し、融資可能額通知書（様式第4）を作成の上、融資契約書（様式第5）、受領委任状（様式第6）を添えて、速やかに防衛省を

通じて請求者に送付するものとし、融資契約書に要する収入印紙代は融資基金会計から支出するものとする。

- 2 理事長は、防衛省からの融資依頼調書に記載された融資額に疑義が有る場合、または融資を行うことにより融資累積額が合衆国軍隊事故被害者救済融資基金取扱要領 防地補第3546号（以下「省融資基金取扱要領」という。）に示す融資にあてる基金の割合により造成した流動資産額を超える恐れがある場合は、防衛省と協議を行い、防衛省との合意に基づき融資額の減額或いは融資の中止・延期を決定し防衛省を通じ請求者に通知する。

（融資金の振込）

第5条 理事長は、防衛省から申請者の融資可能額同意書、融資契約書及び受領委任状を受領した段階で融資契約を完了したものとして、原則として請求者の指定する金融機関の口座に、防衛省からの合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金（以下「補助金」という。）で設置した「合衆国軍隊事故被害者救済融資基金」（以下「融資基金」という。）から同意した額の融資金を遅滞なく振り込むものとする。これに要する手数料は融資基金会計から支出するものとする。

- 2 理事長は、前項により融資金を振り込んだときは、請求者に対し融資金振込通知書・融資金受領書（様式第7）を送付し、折り返し融資金受領書を受け取るものとする。

（補償金の代理受領、通知）

第6条 理事長は、米国政府から補償金を代理受領したときは、直ちに請求者に対して受領通知書（様式第8）を送付するものとする。

（融資金の回収、及び補償金残金の振込）

第7条 理事長は、米国政府から代理受領した補償金から融資金額を控除して融資基金に繰り入れると共に、その残金を請求者の指定する金融機関の口座に遅滞なく振り込むものとする。これに要する手数料は融資基金会計から支出するものとする。

- 2 理事長は、米国政府からの補償金額が融資額に満たない場合には、第6条に定める受領通知書に不足額を明記し、融資契約書に基づき請求者から不足額の返済を受け、融資基金に繰り入れるものとする。

（融資終了手続）

第8条 理事長は、請求者に対して補償金（残金）振込通知書・補償金（残金）

受領書（様式第9）を送付し、折り返し補償金（残金）受領書を受け取り一連の融資業務を終了する。

（融資金の返還）

第9条 理事長は、次の各号の事実が判明した場合は直ちに当該融資対象者に支払われた融資金の返済を請求するものとする。

- （1）資金の依頼に際して虚偽その他不実の記載を行っていた事実があること
- （2）仮差押、仮処分、強制執行、競売、公租公課の滞納処分を受けたこと
- （3）破産、和議の申立をなし、若しくは手形・小切手の不渡処分を受けたこと
- （4）防衛省が反社会勢力との関わりを把握し融資先として不適切と判断したこと

2 理事長は、前項の通知に基づきただちに融資資金返還の手続きを行う。この際前項第1号に当たる事由により本融資金を返還させる場合は返還すべき融資金額に、融資を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該融資金額に年5分の利率による加算金を付して速やかに返還させなければならない。

第3章 会計処理等

（経理処理）

第10条 理事長は融資基金の運用管理及び融資事業について、他の事業に係る経理と区分して処理するものとする。

（管理台帳）

第11条 理事長は、事故被害者融資事務を管理するため、第5条第1項の規定により融資契約を締結した融資対象者ごとに所要事項を融資対象者管理台帳に記載し、整理するものとする。

（融資事業遂行状況報告書の作成・提出）

第12条 理事長は、会計年度の翌年度の4月10日までに省融資基金取扱要領に定める遂行状況報告書を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

（帳簿等の保存）

第13条 この規程に定める業務に関する帳簿及び証拠書類等の保存は、会計

処理規程（隊友会規程第5号）第12条の書類の保存の規定によるものとする。

（個人情報の保護・管理）

第14条 融資事業の業務に従事する者又は従事していたもの（以下「融資関係職員」という。）は、融資事業の業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、紛失又は毀損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

- 2 融資関係職員は、融資事業の業務により取得した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 融資関係職員は、融資事業の業務により取得した個人情報について、利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 適正な管理のための必要な措置については、個人情報保護規程（隊友会規程第8号）第3章保有個人データの管理の規定によるものとする。

（補 則）

第15条 この規程に基づく業務処理の細部は「合衆国軍隊事故被害者救済融資事業」に関する細部実施要領（別紙）によるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、本融資事業に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は防衛省と協議のうえ規定したものであり、変更については防衛省との協議を必要とする。
- 2 この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- 3 平成25年度中に財団法人防衛施設周辺整備協会から譲渡された被害者との間の融資契約に係る債権について、米国政府からの補償金を代理受領したとき又は融資対象者から融資金の返還を受けたときは、決済用預金口座の融資基金に繰り入れた後、融資原資相当額を防衛省の指示に従い、国庫へ返納するとともに、その残余额は請求者の指定する金融機関の口座に遅滞なく振り込むものとする。これに要する手数料は融資基金会計から支出するものとする。

融 資 依 頼 書

公益社団法人隊友会 御中

- 1 事故発生年月日： 平成 年 月 日
- 2 事故発生場所： _____
- 3 事故状況： _____

- 4 被害者・氏名： _____ (才) TEL _____
住所： _____

上記に発生した合衆国軍隊 _____ との _____
による _____ 被害に対する地位協定第18条
第6項に基づく 補償金の受領前に所要の融資を受けたく依頼します。

平成 年 月 日

依頼者 住所 _____

TEL _____ (_____)

氏名 _____ 印 (_____ 才)

被害者との関係： _____

経由 _____ 年 月 日

_____ 年 月 日

融 資 依 頼 調 書

整理番号： _____

1 査 定 額

a 療養補償・葬儀費

_____ 円

b 休業・障害・財産補償

_____ 円

c その他

_____ 円

3 融 資 額 _____ 円

2 他からの受領額

a 療養補償・葬儀費

_____ 円

b 休業・障害・財産補償

_____ 円

c その他

_____ 円

事故概要：

その他：

No. _____

平成 年 月 日

お 知 ら せ

平成 年 月 日付の融資依頼については、請求関係書類及び融資依頼書等を審査した結果、誠に申し訳ありませんが下記の理由により、当方としては融資困難である、との結論に達しましたのでお知らせします。

なおこの件に関するご質問は、地域担当の防衛局にお願い致します。

記

(防衛省との協議結果等を記載)

〒 162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

公益社団法人 隊友会

TEL: 03-5362-4873

担当 _____

平成 年 月 日

融 資 可 能 額 通 知 書

平成 年 月 日付の融資依頼については、

金 円

を上限として融資を行うことが可能なので通知します。

上記の金額に同意若しくは不同意について、また、同意される場合は、希望金額と振込先金融機関の口座番号を下記へ記入の上、防衛局担当にお渡してください。

なお、融資金額に同意した場合は、融資契約について地域担当の防衛局から説明しますので、おって連絡いたします。

〒 162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

公益社団法人 隊友会

Tel: 03-5362-4873

担当 _____

-----切り取り線-----

No. _____

融資可能額に同意する（融資希望額： _____ 円）

不同意である

フリガナ 預金者			
指定口座	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 営業所	口座番号
郵貯銀行 (記号一番号)			

住所： _____

TEL _____ () _____

氏名： _____ 印

印紙

融資契約書

公益社団法人隊友会を甲とし、 を乙として、甲乙間に次のとおり契約する。

第1条 甲は乙が合衆国軍隊の構成員等の公務外の不法行為による被害者であることに鑑み、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位協定に関する協定(昭和35年条約第7号。以下「地位協定」という。)第18条第6項の規定による米国政府からの補償金支払前に被害者の早期救済に資するため、乙に対し融資金を貸し渡し、乙はこれを借り受ける。

第2条 融資金額は金 円也とする。

第3条 甲は融資金を乙の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

第4条 乙は融資金が振込まれた後、遅滞なく融資金受領書を甲に送付するものとする。

第5条 乙は地位協定第18条第6項の規定による米国政府からの補償金の受領につき、甲に委任するものとし、甲は米国政府からの補償金を受領した後、遅滞なく融資金を控除した残額を乙の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

ただし、補償金額が融資金額に満たない場合、乙は不足額について、甲から補償金の受領通知があった日から30日以内に甲の指定する銀行口座に振り込み、返済するものとする。

第6条 本融資金には利息は付さないものとする。ただし、前条但書の規定による返済期日に返済がなされない場合には、年5分の利息を付して返済するものとする。

第7条 次の各号の一に当たる事由が生じたときには、乙は本融資について期限の利益を失い、甲より直ちに本融資金の返済を請求されても異議がない。

- 乙が融資の依頼に際して虚偽その他不実の記載を行っていた事実が判明したとき
- 乙が仮差押、仮処分、強制執行、競売、公租公課の滞納処分を受けたとき
- 乙に対する破産、和議の申立てがあるか、又は乙が手形・小切手の不渡処分を受けたとき

四 防衛省が、乙と反社会勢力との関わりを把握し融資先として不適切と判断したとき

2 乙は、前項第1号に当たる事由により本融資金の返済を行う際には、返還すべき融資金額に、交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該融資金額に年5分の利率による加算金を付して速やかに甲に返還しなければならない。

第8条 本契約の定めによりがたい事項は、双方協議のうえこれを決定する。

以上契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各その1通を保有する。

平成 年 月 日

融資主(甲) 住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
氏名 公益社団法人隊友会 理事長 印

借主(乙) 住所
氏名 印

(様式第5 裏面)

事故被害者融資に伴う個人情報取扱いに関する同意書

公益社団法人 隊友会は、合衆国軍隊事故被害者救済に係る融資を行う際、貴殿に関する個人情報をご提供頂くこととなりますが、そのお預かりした個人に関する情報の取扱いについて、次のように管理し保護に努めて参ります。

1 個人情報とは

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいい、当該情報に含まれる住所、氏名、口座番号その他の記述等による個人を識別できるものをいいます。

2 個人情報の保護責任者及び連絡先について

①保護責任者：公益社団法人 隊友会 事務局事業課長

②連絡先：TEL：03-5362-4873

FAX：03-5362-4876

メール：shuueki@taiyukai.or.jp

3 利用目的について

①金融機関に対する振替手続き

②融資対象者管理台帳記載

③合衆国軍隊事故被害者救済融資事業の遂行状況報告

④防衛省（局）及び融資対象者への連絡

4 第三者への提供について

①防衛省（局）に対して、融資事業を達成するために提供します。

②金融機関に対して、融資金の振替等のため提供します。

5 個人情報の預託について

個人情報については、預託する場合はありません。

6 個人情報の管理方法

お預かりした個人情報は、当会が合理的な安全対策を講じると共に厳重に管理いたします。

7 情報主体の任意性について

個人情報を与える際の任意項目につきましては、任意です。

8 個人情報の開示・訂正・削除について

当会が保有する貴殿の個人情報について、開示を請求することができます。

また、開示の結果、個人情報の訂正・削除を請求することができます。貴殿ご自身の個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、下記連絡先にご連絡をお願い致します。なお、本手続きにあたり、貴殿がご本人であることを確認させて頂くことがあります。

公益社団法人 隊友会 事務局総務課長

TEL：03-5362-4871

FAX：03-5362-4876

メール：soumu@taiyukai.or.jp

9 個人情報提供についての同意の確認

貴殿から以下の署名欄に署名頂いたことで、上記1～8項について同意を得たものと致します。

平成 年 月 日

ご署名

No _____

平成 年 月 日

受 領 委 任 状

公益社団法人 隊友会
理 事 長

を代理人と定め次の権限を委任します。

1 事故発生年月日：平成 年 月 日

2 事故発生場所：_____

上記に発生した合衆国軍隊_____との_____による
_____被害に対する地位協定第18条6項に基づく
補償金の受領に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所 東京都新宿区市谷本村町5-1
氏名 公益社団法人 隊友会
理事長

印

No _____

平成 年 月 日

融 資 金 振 込 通 知 書

平成 年 月 日付で 様御指定の口座に

金 _____ 円

を振り込みましたので通知します。

なお、融資金の受領書を同封の返信用封筒で返送願います。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

公益社団法人 隊友会

TEL 03-5362-4873

担当者 _____

-----切り取り線-----

No _____

融 資 金 受 領 書

融資金 _____ 円を平成 年 月 日に
受領しました。

住所： _____

TEL _____ (_____)

氏名： _____ 印

平成 年 月 日

受領通知書

地位協定第18条第6項に基づく米国政府からの補償金を下記のとおり受領しましたので、お知らせします。

なお、

- 補償金額から融資金額を控除した¥ _____ 円を貴殿の指定口座に振り込みます。
- 補償金額から融資金額を控除すると¥ _____ 円が不足となりますので、じ後の補償金の支払い時に不足額を控除します。
- 補償金額から融資額を控除すると¥ _____ 円が不足となりますので、融資契約に基づき30日以内に不足額を当会指定の口座に振り込んでください。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

公益社団法人 隊友会

TEL 03-5362-4873

小切手コピー貼付

補償金 円 - 融資金 円 = 円

No _____

平成 年 月 日

補償金（残金）振込通知書

平成 年 月 日付で 様ご指定の口座に

金 _____ 円

を振り込みましたので通知します。

なお、補償金（残金）の受領書を同封の返信用封筒で返送願います。

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

公益社団法人 隊友会 TEL 03-5362-4873

担当者 _____ 印

-----切り取り線-----

No _____

平成 年 月 日

補償金（残金）受領書

補償金（残金） _____ 円を平成 年 月 日
に受領しました。

住所： _____

TEL _____ () _____

氏名： _____ 印

別 紙
(第 15 条関係)

「合衆国軍隊事故被害者救済融資事業」に関する細部実施要領

1 防衛省を通じた事業の遂行要領

(1) 融資の案内等事故被害者との接触

事故被害者との面談、書類の受け渡し、連絡調整は事故被害者が在住する地域を管轄する地方防衛局が当たるものとし、隊友会と地方防衛局の間の連絡調整は、防衛省地方協力局補償課（以下、「補償課」という。）を通して実施する。

(2) 隊友会は事故被害者に対する以下の書類を作成して補償課へ提出し、補償課から事故被害者に交付する。事故被害者からの返信については補償課から受領する。

ア 融資可能額通知書

イ 融資契約書、受領委任状

ウ その他必要な連絡調整事項等を記した文書

(3) 急を要する場合の特例措置

業務処理上時間的余裕のない場合は、隊友会、防衛省相互の調整に基づき隊友会と、業務を担当する地方防衛局が直接連携することを妨げない。

2 融資基金の設置・取扱要領

(1) 補助金の受領、融資基金の造成

防衛省からの補助金は、補助金交付要綱（平成 26 年防衛省訓令第 7 号）に基づき申請し、防衛省から補助金の交付を受けた場合、速やかに融資基金を造成するものとする。

(2) 融資基金の設置及び取扱要領

ア 融資基金の造成・設置

防衛省からの補助金を流動資産と固定資産に区分して融資基金を造成する。固定資産の額は、省融資基金取扱要領に記載された融資基金に占める割合による。

イ 流動資産

事故被害者との融資契約に基づき、所要の融資原資を拠出する基金であり、取引銀行の定期・普通口座に預金し、常時使用できる状態を確保

する。

融資原資を充てられる範囲については、省融資基金取扱要領による。

ウ 固定資産

運用による果実を追求し、本事業遂行上必要な管理運営費を捻出する基金であり、省融資基金取扱要領に規定する運用方法により運用する。果実から支出した管理運営費を差し引いた果実の残額は流動資産に繰り入れるものとする。

エ 流動資産の管理運営費への充当

前項の果実が収受できない場合に限り流動資産から管理運営費に充てることが出来る。

3 金融機関との業務要領

(1) 融資金の振込

融資契約書、受領委任状を入手後速やかに被害者の申告口座に流動資産から融資契約額を振り込む。

「必要な書類等」

- ・預金通帳
- ・振込依頼書

(2) 融資金返済手順

ア 米国政府からの小切手の現金化

米国政府からの補償金小切手を代理受領し、裏書を実施して現金化する。

小切手入金日を融資金返還日とする。

イ 補償金（残金）の振込

隊友会は融資金振込と同様に、事故被害者に対し融資金を差し引いた金額の補償金（残金）を振り込む。手数料は融資基金会計から支出するものとする。

4 会計処理要領

会計処理は「会計処理規程」（隊友会規程第5号）及び、「財産管理運用規程」（隊友会規程第6号）に基づき処理する。

5 融資対象者管理台帳の整備要領

第11条により整備する管理台帳は付紙様式で、融資対象者ごと記載管理

する。

付紙様式「融資対象者管理台帳」

6 防衛省への報告

(1) 報告の種類

防衛大臣に対する定期報告は、第12条に規定する融資事業遂行状況報告書を毎会計年度の翌年の4月10日までに防衛省へ提出することにより行う。

また、防衛省からの求めに応じ、随時文書により報告を実施する。

(2) 様式

定期報告は別途、防衛省の示す様式による。

7 委任決裁

以下の項目は理事長自らが決済するものとし、それ以外の事務処理手続きについては隊友会本部事務局長に決裁を委任できるものとする。

(1) 融資実施の決定

第4条融資額の決定及び融資可能額通知書及び融資契約書の送付

(2) 賠償金（残金）の通知

第6条・7条の受領通知書の送付

(3) 融資金の返還請求

第9条に該当し、融資金の返還を求める請求書の送付

(4) 防衛省に対する報告

第12条に規定する定期報告及び、防衛省から求められる随時の報告

(5) その他、基金運用の変更等重要事項の決定・通知

